

令和7年度
第22回 日本海旗争奪高等学校剣道大会（山形）

【宿泊・弁当 お申込みのご案内】

■会 期：令和7年10月11日(土)～10月12日(日) 2日間

■会 場：遊佐町 遊佐町民体育館

近畿日本ツーリスト株式会社
山形支店

令和7年度
第22回 日本海旗争奪高等学校剣道大会（山形）

【宿泊・弁当 お申込みのご案内】

- 会 期：令和7年10月11日(土)～10月12日(日) 2日間
■会 場：遊佐町 遊佐町民体育館

謹啓 皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度は、山形県・遊佐町で開催されます「第22回日本海旗争奪高等学校剣道大会」に関する宿泊、弁当の担当を近畿日本ツーリスト株式会社山形支店が担当させていただくことになりました。

ご利用いただきます皆様にはご満足いただけますよう最善の努力をいたします。つきましては、下記の通りご案内いたしますので、期日までお申込みくださいますようお願いいたします。

皆様の競技でのご健闘を心より祈念しております。 謹白

1. 宿泊プランについて

・大会期間

会期：2025年10月11日(土)～10月12日(日)

・宿泊のご案内

近畿日本ツーリスト株式会社山形支店が旅行企画・実施する募集型企画旅行です。

お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は、「旅行条件書」の「申込条件」を確認のうえ、特別な配慮・措置が必要になる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

(1) 宿泊設定日：2025年10月11日(土)・10月12日(日)

(2) 宿泊対象者：選手・応援生徒・監督・引率教員・コーチ・大会役員・競技役員・運転手

(3) 宿泊地区：遊佐町・酒田市・鶴岡市

(4) 日程表：

日次	日程
1日目	宿泊施設(泊) ※各自チェックインしてください
2日目	宿泊施設(発) ※各自チェックアウトしてください。

上記は1泊あたりの日程表になります。ご希望に応じて2泊までお受けいたします

【1泊の場合の食事回数】1泊2食付きの施設・・・夕食1回・朝食1回

1泊夕食付きの施設・・・夕食1回

1泊朝食付きの施設・・・朝食1回

1泊食事なしの施設・・・食事なし

※1泊につき上記回数の食事が付きます。

(5) 宿泊施設一覧

・旅行代金：下記は全て、お一人様1泊あたりの旅行代金です。

地区	記号	ホテル名	ご旅行代金				客室
			1泊2食	1泊夕食付	1泊朝食	1泊食事なし	
酒田市内	A	ホテルイン酒田	15,000	—	14,000	—	洋室：シングル・ツイン バストイレ付
酒田市内	B	ホテルリッチ&ガーデン酒田	14,000	—	13,000	—	洋室：シングル バストイレ付
遊佐町	B	鳥海温泉 遊楽里	14,000	—	13,000	—	洋室：ツイン・和室3~4名定員・和洋室4名定員 バス無しトイレ付
酒田市内	B	ホテルルートイン酒田	—	14,000	—	13,000	洋室：シングル・ツイン バストイレ付
鶴岡市内	C	ホテルイン鶴岡	13,000	—	12,000	—	洋室：シングル・ツイン バストイレ付
鶴岡市内	C	ホテルテトラリゾート鶴岡	13,000	—	12,000	—	和室5名定員 バストイレ付
鶴岡市内	D	ホテルルートイン鶴岡インター	—	12,000	—	11,000	洋室：シングル・ツイン バストイレ付
鶴岡市内	E	ホテルルートイン鶴岡駅前	—	—	—	9,500	洋室：シングル・ツイン バストイレ付
酒田市内	E	さかたセントラルホテル	9,500	—	8,500	—	洋室：シングル・ツイン・トリプル バストイレ付

※ホテルルートイン酒田・ホテルルートイン鶴岡駅前・ホテルルートイン鶴岡インターは
ホテルより無料の朝食が提供されます。

※上記は1泊あたりのご旅行代金です。2泊をご希望の場合には、泊数に応じた旅行代金が必要になります。

※最少催行人員：1名 ※添乗員は同行いたしません。

※旅行代金に含まれるもの：①宿泊代金、②食事代金（食事付プランの場合）、③消費税等の諸税、
④サービス料

※旅行代金に含まれないもの：上記以外は旅行代金に含まれません。参加にあたって通常必要となる費用
を例示します。

●個人的性格の費用 ①飲料代・クリーニング代・電話代・駐車場代 ②傷害、疾病に関する治療費用、
③任意の旅行傷害保険

(6) ご宿泊に関する注意事項

- ① 各施設、受入人数に上限があるため、ご要望にお応えできない場合がございます。
- ② 配宿は、宿泊事務局に一任いただきます。ご希望に添えますよう最大限の努力をいたしますが、
部屋数の都合等により、次の希望または希望以外でのご案内となる場合がございます。
また、選手・監督・引率教員・コーチの同宿を原則といたします。
男女同一施設宿泊ご希望に添いかねる場合もございますのでご了承ください。
- ③ 配宿は、選手・監督・引率教員・コーチを最優先に行います。応援生徒の宿泊についてはお引き受けできかねる場合もありますのでご了承ください
- ④ 選手の配宿は、可能な限り禁煙ルームをご案内させていただきますが、空室状況により喫煙
ルームの消臭対応となる場合がございます。
- ⑤ お部屋割りは、チーム単位でご用意いたしますので、ほかのチームとの相部屋はございません。
和室の場合は定員利用、洋室の場合はエキストラベッドを含めたベッド数とさせていただきます。
なお、部屋割りについての最終判断は各宿泊施設が行います。その際、「監督と引率、コーチ」
については、同室となる場合がございます。
- ⑥ 宿泊食事は感染症の状況によりましては、バイキング食からセットメニュー（定食タイプ）、
または個食（お弁当）に変更となる場合がございます。
- ⑦ 宿泊施設の駐車場には限りがございます。駐車場をご利用の場合は施設決定後にご自身で確認を
お願いします。なお、駐車料金が別途必要になる場合は、ご自身で精算をお願いします。
- ⑧ 早着・遅発の取扱は、チェックイン 15:00 以降、チェックアウトは 10:00 以前となります。
それ以前、以降の場合は追加料金が発生する場合がございます。

2. 昼食（弁当）の取扱いについて（オプション）

（※弁当は旅行契約に該当しません）

- 昼食の取扱日 2025 年 10 月 11 日(土)・12 日(日)・13 日(月)（3 日間）
- 内容 幕の内弁当（お茶付）900 円（税込み）
- ① 会場内に「近畿日本ツーリストツアーデスク」を設置しまして、11:00 ～ 13:00 の間に受渡しをさせていただきます。衛生管理上 13:00 までに受取が確認できない場合は廃棄させていただきます。
- ② 空き箱の回収はお申込みされた方のみとさせていただきます。14:00 までにツアーデスクへお持ちください。14:00 を過ぎますと処分ができませんのでその際はお客様ご自身で処分をお願いします。10 月 13 日(月)のお弁当は各錬成会会場へお届けします。空き箱の回収は行いません。お客様ご自身で処分をお願いします。
- ③ お弁当はお受取後、時間を空けずお召し上がりください。弁当の保管にはご注意ください。
- ④ ご希望の場合は、申込書にご記入の上、宿泊代金とあわせてお振込みをお願いします。
- ⑤ 個数の変更（追加・取消）は前日の 12:00 までにご連絡をお願いします。12:00 を過ぎますと、食材の仕入・手配の都合上、お受けできかねますので予めご了承ください。また、お弁当の当日販売はいたしません。必ず事前にお申込みをお願いします。
- ⑥ 会場周辺の飲食施設には限りがございますので、お弁当のご注文をお勧めいたします。

3. お申込み方法・締め切りについて

- （1）別紙申込書〈様式①〉と〈様式②〉に必要事項をご記入の上、Eメール又はFAXにて下記申込先までお申込みください。

【申込先】 Eメールの場合：yamagata@or.knt.co.jp

FAXの場合：023-685-8030

※各種お問合せを除き電話による受付は行っておりません。

◎申込締切日 2025 年 9 月 5 日(金) 16:00 必着

※早期のお申込みにご協力をお願いします。

- （2）申込締切後、【宿泊予約回答書】を代表者様宛に9 月 12 日(金)までにEメール又はFAXにて送信しますので、到着後速やかに内容をご確認ください。
- （3）申込内容に変更が発生した場合は、必ずEメール又はFAXにてご連絡いただきますようお願いいたします（電話での変更受付は行っておりません）。
但し、申込内容の詳細についての問合せに限り電話でも受付いたします。
- （4）FAX送信された【宿泊予約回答書】をもって申込内容確認書といたします。【宿泊券】はございませんので、各窓口（ホテルチェックイン時）にて学校名をお申し出ください。
- （5）お客様との旅行契約の成立時期は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金のお支払いが完了した時点となります。

近畿日本ツーリスト株式会社 山形支店

令和7年度 第22回日本海旗争奪高等学校剣道大会 大会宿泊・弁当手配 事務局

担当：高畑・坂本・穴戸

〒990-2453 山形県山形市若宮3丁目7-8 イオンモール山形南 2F 電話番号：023-685-8204

FAX 番号：023-685-8030 E-mail アドレス：yamagata@or.knt.co.jp

★営業時間 10:00～17:00 ★定休日 土日祝日

4. お申込書記入上のお願い

- (1) 弊社が大会参加者の個人情報、大会参加者との連絡や宿泊機関等の手配の為に利用させて頂くほか、必要な範囲において当該機関等へ提供することを同意の上、チェック欄にご記入ください。
- (2) 『新規・変更』欄のあてはまる方に必ず☑をお付けください。変更の際もその都度お願いします。
- (3) 【宿泊・弁当申込書】には、申込代表者様のお名前・取扱金融機関の詳細をご記入ください。
また、今後宿泊等に関して緊急にご連絡を取らせていただく場合がございますので、携帯電話番号のほか、メールアドレスをご記入いただければ幸いです。
- (4) 『交通手段』欄には必ず○をお付けください。
- (5) 宿泊施設のご希望に際し、ホテル名の指定はお受け出来ません。
- (6) 【宿泊者名簿】には、申込者すべての方の氏名・性別・年齢・参加区分番号をご記入ください。
21名様以上の場合は、お手数でも申込書をコピーの上ご記入ください。

5. お支払いについて

- (1) 【宿泊予約回答書】の内容をご確認の上、下記指定銀行口座へ 9月19日(金)までにご入金ください。
- (2) ご入金は下記口座へお願いいたします。
大変恐れ入りますが、振込手数料はお客様負担にてお願い申し上げます。

銀行名：三菱UFJ銀行 ききょう支店
口座番号：(普通) 1781115
口座名：近畿日本ツーリスト株式会社山形支店

- (3) ご送金後の変更・取消により返金が生じた場合は、指定口座へのお振込みでの対応とさせていただきます。
*大会会場・ご宿泊ホテルにおいての返金はいませんので、予めご了承ください。
- (4) 領収書について
確認書類送付時に領収書発行依頼書を送付します。必要事項をご記入の上ご返送ください。
領収書は、大会当日会場の「近畿日本ツーリストツアーデスク」にてお渡しします。

6. 宿泊・弁当の変更・取消について

- (1) お申込み後に変更・取消が生じた場合は、弊社まで Eメール又はFAXにてご連絡願います。
FAXの場合、お申込書原本に変更・取消内容をご記入の上、送信してください。
- (2) 電話による変更・取消は、お受け出来ませんのでご了承ください。
※ご出発後の変更・取消は、10月10日(金)の営業時間内に限り、お電話での連絡も承ります。
- (3) お申し出による取消料は以下の通りとなります。

【宿泊の取消料】

取 消 日	取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

宿泊の取消料については1泊目から起算します。旅行開始後、2泊目以降の取消料は旅行代金の100%となります。お客様が、宿泊当日の18時までにご連絡が無く宿泊されなかった場合、「無連絡不参加」として扱わせていただきます(この場合、旅行代金の返金はありません)。

【弁当の取消料】※弁当は旅行契約に該当しません

取 消 日	取 消 料
利用日前日12:00まで	無料
利用日前日12:00以降、当日の連絡、無連絡	100%

- (4) ご送金後の変更・取消が生じた場合は、大会終了後「近畿日本ツーリスト株式会社 山形支店」より指定の口座に振り込みます。
※大会期間中の返金はいませんので、予めご了承ください。

〈旅行企画・実施・お申込み・お問い合わせ〉

近畿日本ツーリスト株式会社 山形支店

観光庁長官登録旅行業第 2053 号

総合旅行業務取扱管理者：鈴木 淳



一般社団法人日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引
協議会 会員



ボンド保証会員



令和 7 年度 第 22 回日本海旗争奪高等学校剣道大会 大会宿泊・弁当手配 事務局

担当：高畑・坂本・穴戸

〒990-2453 山形県山形市若宮 3 丁目 7-8 イオンモール山形南 2F

電話番号：023-685-8204

F A X 番号：023-685-8030

E-mail アドレス：yamagata@or.knt.co.jp

★営業時間 10:00－17:00 ★定休日 土日祝日

休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応できませんので、翌営業日の受付になります。

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。このご旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行条件算出基準日：令和 7 年 7 月 29 日
登録番号：6044-2507-0027

ご旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

(1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の方法でお支払いください。

＊申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウェーティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェーティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェーティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェーティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

(1) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に一致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

(2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(3) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。

(4) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

(5) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）

(6) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(7) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

② 通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③ 通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。

④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づき旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(8) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

② お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。

③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

④ お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(9) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1 部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定書面

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定書面は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

(2) 複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは、契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客さまによる旅行契約の解除）

お客さまは、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。

② 旅行代金が増額された場合。

③ 当社が確定書面を表記の日までに交付しない場合。

④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例外）

① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき

③ 申込条件の不適合

④ 病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

⑤ お客さまが■申込条件(8)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が生じた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います、ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客さまの交替

お客さまは当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて ※E.U在住の方はお問い合わせください。

イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。また、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ. 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客さまに傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧になれます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。